

下呂市就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新規学卒者や市外人材の市内就職の促進を図るため、市内事業所に正規労働者として就職する者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成 16 年下呂市規則第 45 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内事業所 法人その他の団体及び個人の事業者が事業活動を営む事業所で、本市の区域内に事業所を有するものをいう。ただし、次に掲げるものは除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にあるもの

イ 宗教活動、政治活動、選挙活動を行う団体、公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

ウ 国及び地方自治体

(2) 正規労働者 雇用期間の定めが無く、事業所の就業規則等に定める所定労働時間をフルタイムで働く者をいう。

(3) 学卒者 中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校専攻科、短大、大学、大学院、専修学校専門課程、各種学校及び職業訓練所を卒業後 1 年以内の者をいう。

(4) 学卒者以外 前号の学卒者以外の者をいう。

(5) 配置転換 自己の雇用元の事業所に従業員としての身分を保持したまま、職種、職務内容又は勤務地を変更されることをいう。

(6) 出向 自己の雇用元の事業所に従業員としての身分を保持したまま、他企業の事業所において、その企業の業務に従事することをいう。

(交付の対象)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる者（以下「奨励対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

(1) 学卒者又は学卒者以外で、市内事業所に正規労働者として初めて就職する者であって、配置転換又は出向によるものでない者

(2) 同一の市内事業所に正規労働者として10月以上継続して勤務している者

(3) 市税等の滞納がない者

(4) 過去にこの奨励金の交付を受けていない者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は別表のとおりとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励対象者は、正規労働者として就職した日から起算して10月を経過した日から3月以内に、勤務している市内事業所を通じて、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 就職確認書兼誓約書(様式第1号)

(2) 在職証明書(様式第2号)

(3) 卒業証明書(学卒者の場合)

(4) 居住地の住民票の写し

(5) 市外在住者にあつては居住地の納税証明書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の請求)

第6条 奨励金の交付の決定を受けた者は、規則第16条に定める補助金等交付請求書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(手続きの特例)

第7条 規則第21条の規定に基づき、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出は省略するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に市内事業所に正規労働者として初めて就職した者から適用する。

(下呂市若年者地元就職支援金交付要綱の廃止)

2 下呂市若年者地元就職支援金交付要綱(令和3年下呂市告示第71号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日の前日までに、廃止前の下呂市若年者地元就職支援金交付要綱により、事業計画の認定を受けた下呂市若年者地元就職支援金については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 26 日から施行する。